

長 福 第 9 4 号
令和 5 年 5 月 2 日

県内各高齢者福祉施設 管理者 殿

茨城県福祉部長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後の高齢者施設等
における対応について（通知）

平素より、本県の介護・高齢者福祉行政の推進について御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の 5 類感染症に位置づけられることから、今後の高齢者施設等における対応について下記のとおりお知らせいたします。

記

1 基本的考え方

高齢者施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、高齢者施設等における対応は当面継続となりますので、厚生労働省作成の『[介護現場における感染対策の手引き](#)』等に基づき、引き続き施設等における感染対策を徹底してください。

2 施設内で陽性者が発生した際の対応について

高齢者施設等の利用者で陽性者が発生した場合は、嘱託医や協力医療機関等へ診療を求めるとともに、入院の要否の判断や入院調整等の対応を求めてください。

また、感染症の拡大防止のためには、迅速な対応が重要であることから、施設において新型コロナウイルス感染症の発生を探知したときは、速やかに施設所在地を管轄する保健所に相談してください。

なお、別添の「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日付け厚生労働省各局長連名通知。令和 5 年 4 月 28 日一部改正）に基づく市町村の介護保険主幹部局及び保健所への報告についても、適切に行うようお願いいたします。

おって、5 月 8 日以降は、季節性インフルエンザに関する診療と同様に広く一般的な医療機関での対応を目指すこととしていることを申し添えます。

3 陽性者の療養期間の考え方等について

【職員等について】

5 月 8 日以降は、新型コロナウイルス陽性者は、法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。ただし、発症日を 0 日目として 10 日間が経過するまではウイルス排出の可能性があることから、各施設におかれましては当該職

員の就業制限を考慮してください。

また、5月8日以降は、一般に保健所から「濃厚接触者」として特定されることはなく、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。ただし、同居家族等が感染した場合には、感染した方の発症日を0日目として7日目までは発症する可能性があることから、各施設におかれましては当該職員の就業制限を考慮してください。

【施設入所者について】

5月8日以降は、高齢者施設等の入所者が陽性になった際の療養期間は各施設の判断に委ねられます。ただし、発症日を0日目として10日間が経過するまではウイルス排出の可能性のあることから、各施設におかれましては当該入所者の療養を考慮してください。

なお、無症状患者（無症状病原体保有者）については、従来は検体採取日を0日目として8日目に療養解除が可能となっていたことも考慮してください。

4 救急医療のひっ迫回避に向けた取り組みについて

各施設におかれましては、搬送困難事案の増大や救急医療のひっ迫を回避するための取り組みに御協力いただいているところですが、引き続き救急車の適切な利用をお願いいたします。

急な病気やケガで救急車要請の可否や、すぐに医療機関を受診した方が良いのかといった判断に迷った際には、協力医療機関や嘱託医師に相談するとともに、茨城救急電話相談（電話番号：#7119、受付時間：24時間365日（年中無休））を利用願います。

5 退院患者の受入れについて

医療機関に入院した利用者が退院基準を満たした場合には、高齢者施設等において適切な受入れを行っていただきますようお願いいたします。

なお、施設系及び居住系サービス事業所において、退院基準を満たし退院をした方について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由には該当しないので、併せてご留意願います。

6 その他

本通知に記載の内容は、5類移行後の状況を踏まえて見直しされる場合がありますので、あらかじめ御承知願います。

<問い合わせ先>

茨城県福祉部長寿福祉課

介護基盤整備担当

TEL：029-301-3321 FAX：029-301-3348

E-mail：chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp

介護保険指導・監査担当

TEL：029-301-3343 FAX：029-301-3348

E-mail：chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp